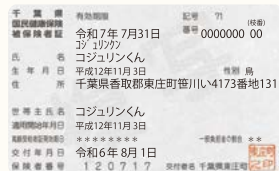


8月から保険証が新しくなります

保険証の色は、国民健康保険の保険証が「紺色」、後期高齢者医療の保険証が「緑色」です。

●新しい保険証を7月中旬から順次郵送

国民健康保険の保険証は「特定記録郵便」で送付し、そのまま郵便受けに投かんされます。
後期高齢者医療の保険証は、「簡易書留郵便」で送付し、受け取りには受領印などが必要です。
受け取れなかった場合は、「ご不在連絡票」に記載された電話番号に問い合わせてください。
8月から医療機関などを受診される場合は、氏名・生年月日などを確認の上、新しい保険証を提示してください。



▲国民健康保険の保険証



▲後期高齢者医療の保険証

●健康保険が変わる場合は届け出が必要

職場の健康保険に加入・脱退するときは、役場でも手続きしてください。
なお、マイナ保険証を使用する場合でも引き続き届け出は必要です。
届け出に必要な書類
・職場の健康保険証または健康保険を脱退したことを確認できる書類
・異動のある方、世帯主、申請者のマイナンバーが確認できる書類

●限度額適用・減額認定証の交付申請を忘れずに

医療費の支払いが高額になりそうな方は、事前に「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」の交付を申請し、医療機関などの窓口に提示してください。なお、国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

※制度改正により令和6年12月2日以降、現行の保険証は廃止され、新規発行が終了します。
詳細は今後の広報紙などで改めてお知らせします。

町民課 国保年金係 ☎86-6071

ご存じですか

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や納付猶予制度（50歳未満）」があります。この制度を活用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

令和6年度分（令和6年7月から令和7年6月分まで）の受付は令和6年7月1日から開始されます。（申請書は国保年金係の窓口にあります）

また、申請書が受理された月から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができますので、申請を忘れていた期間がある方は、国保年金係または年金事務所へご相談ください。

町民課 国保年金係 ☎86-6071
佐原年金事務所 ☎54-1442

地域ぐるみで災害に備えてみませんか？

町では、災害時に備えて避難行動要支援者台帳に登録と、台帳登録者へ救急医療情報キットを配布しています。

「避難行動要支援者台帳」とは…

災害が起きたときに、高齢の方や障がいをお持ちの方で、自力で非難することが困難な方に対し、安否確認や避難支援を適切・円滑に行うための名簿です。
名簿は、毎年1回更新を行います。

「救急医療情報キット」とは…

医療情報（保険証・診察券・おくすり手帳などの写し）や避難行動要支援者の個別支援シートをボトルケース（保管容器）に入れて保管しておくことで、緊急時や災害時に救急隊や避難支援者が要支援者の医療情報を確認することができるものです。



▲救急医療情報キット

対象となる方

- ・介護保険法に規定する要介護者および要支援者
 - ・障害者手帳持所有者
 - ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
 - ・その他避難に支援を要する方
- ※施設や病院に入所されている方は対象となりません。

65歳以上の対象と思われる方に申請書を発送しています。また、昨年度までに登録されている方には情報に変更がないか「個別支援シート」を発送しています。
登録を希望する方・昨年度から変更がある方は、7月31日（水）までに福祉係へ提出してください。

申請書が届いていない方も対象となる方は登録することができます。
福祉係までお気軽にお問い合わせください。

健康福祉課 福祉係 ☎79-0910

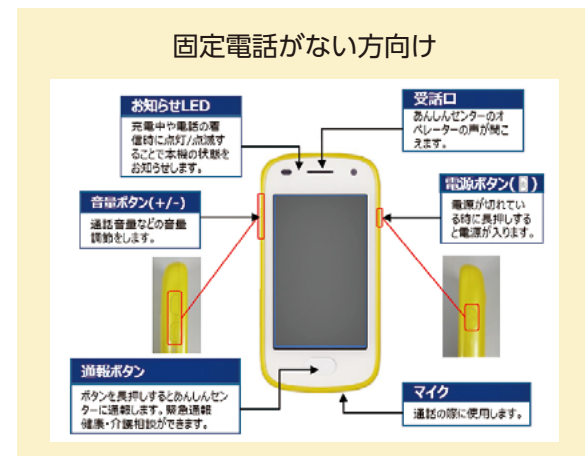
自宅でのもしもに備えてみませんか？

町では、高齢者のみの世帯や身体に障がいのある方のみの世帯などに、自宅で急病などの緊急時に迅速かつ適切な対応をするための、簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターなどに通報する緊急通報装置を貸与しています。

- 対象となる方**
- ・おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
 - ・身体に障がいのある方のみの世帯
 - ・上記に準ずる世帯に属する高齢者・身体障害者
- （例：子どもと同居しているが、日中ひとりまたは高齢者のみになってしまう世帯など）

利 用 料 月額300円

「高齢のお母さん（お父さん）に何かあった時が心配…」「緊急通報装置をつけたいけれど、対象となるかしら…」
「どんな機械なの？操作は簡単？」など、気になる方は福祉係までご相談ください。



健康福祉課 福祉係 ☎79-0910